

## 4. 家庭でのルール

ルールを守るものは、  
ルールに守られる。



- ルールってだれのためにあるんだろう。
- 子どもの言うことを何でも聞くことが、親のやさしさとは限らない。
- テレビやビデオは使いよう。
- 携帯電話やパソコンは使いよう。
- 情報モラルについて家庭で話し合いましょう。
- 子どもを有害な情報から守るために。
- 家事を手伝わせたら、子どもがしっかりしてきた。
- 子ども部屋を与えるときには、そのルールも与えよう。

# ルールって だれのためにあるんだろう。

子どもたちは、家庭でのルールや約束を守ったり破ったりしながら、人との関係の在り方や社会のルールの大切さを学んでいきます。

家庭のルールには、あいさつ、家に帰る時間、寝る時間、きちんとした姿勢などの生活上のルールもあれば、他人に迷惑をかけない、うそをつかないなどといった道徳上のルールもあります。

しつけに一貫性をもたせ、しっかりと身につけさせるためにも、夫婦がよく相談してはっきりしたルールをつくり、子どもとともに親もそれを守りましょう。また、子どもの意見を聞いて一緒にルールをつくるという姿勢も大切です。

### 親子でつくろう我が家のルール

平成21年7月に家庭で話し合うことの大切さを呼びかける「親子でつくろう我が家のルール」運動を推進するため、標語募集並びに優れた作品についての選定・表彰を行いました。

「朝が来た!!  
早起き・お散歩・おいしいごはん」

「9じまでに  
ふとんにはいるよ あしたもげんき!」

「まもろうね  
ちいさなやくそく わすれずに」

「ありがとう  
今日は何回 言えるかな」

「「ねえ、あのね!」  
はなす心 きくきもち」

「助け合い  
家族ではぐくむ思いやり」

「がんばったね。できたね。よかったね。  
うれしいたね(種)が集まったね。」

## 我が家の生活の約束事やルールをつくる



## 子どもの言うことを何でも聞くことが 親のやさしさとは限らない。



安易にモノを買い与え過ぎると、子どもは欲しいモノを手に入れるために努力したり、我慢したり、工夫したりすることができなくなります。そして、やたらとモノを欲しがり、自分の気持ちを抑えられなくなってしまいます。

ブランド品や携帯電話など、友達も持っているからなどといった理由で安易に買い与えないようにしましょう。欲しいと言ったら、なぜそれが必要なのか親子でよく話し合ってください。

子どものためを思うなら、お金より、心や愛情を使い、親子の関係を深めましょう。

子どもに我慢を覚えさせる

# テレビやビデオは使いよう。

テレビやテレビゲーム、ビデオにばかりのめり込むと、人間関係をつくる力や他人を思いやる心が育たない、仮想と現実の区別がつかなくなるなど、子どもの健全な心の成長に影を落としかねません。

特に、極端に暴力的な場面や露骨な性描写が盛り込まれたものは、親の判断で子どもに見せないようにし、それを家庭のルールにしましょう。

例えば、テレビゲームソフトを選ぶ際には、ゲーム内容によって対象年齢を表示するマーク（※）があるので参考にするなどが考えられます。

その一方で、子どもに良いと思われる番組を一緒に見るなどして、その内容を話題に子どもとのコミュニケーションを深めましょう。

※対象年齢マーク…CERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）が行っている家庭用ゲームソフトの年齢別レーティング（格付け）により対象年齢を各テレビゲームソフトに表示しています。各ゲーム内容に過激な暴力表現・性描写、反社会的な内容がどの程度含まれているかなどについて審査し、対象年齢を決定しています。



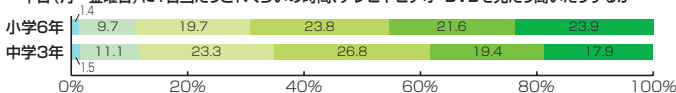
□CERO「各ゲームのレーティング状況や制度の詳細について」  
…<http://www.cero.gr.jp/rating.html>

## 子どもが見るテレビやビデオをチェックする



## テレビやビデオの視聴時間

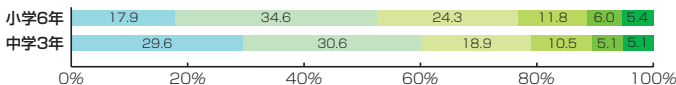
平日(月～金曜日)に1日当たりどれくらいの時間、テレビやビデオ・DVDを見たり聞いたりするか



■ 全く見たり、聞いたりしない
 ■ 1時間より少ない
 ■ 1時間以上、2時間より少ない
 ■ 2時間以上、3時間より少ない
 ■ 3時間以上、4時間より少ない
 ■ 4時間以上
 ■ 無回答

資料:「平成21年度全国学力・学習状況調査(小学6年生 約116万人 中学3年生 約108万人)」文部科学省

平日(月～金曜日)に1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをするか



■ 全くしない
 ■ 1時間より少ない
 ■ 1時間以上、2時間より少ない
 ■ 2時間以上、3時間より少ない
 ■ 3時間以上、4時間より少ない
 ■ 4時間以上
 ■ 無回答

資料:「平成21年度全国学力・学習状況調査(小学6年生 約116万人 中学3年生 約108万人)」文部科学省



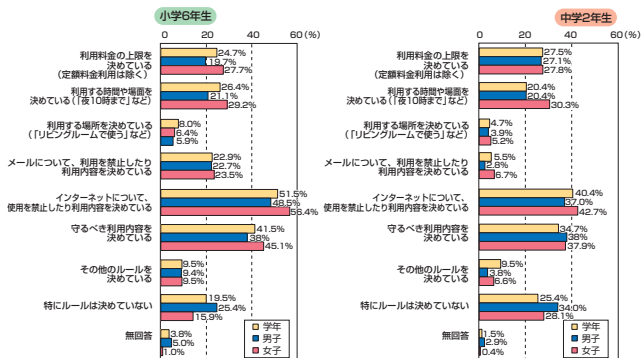
# 携帯電話やパソコンは使いよう。

携帯電話やインターネットは、使い方一つで、役立つ道具にもなれば、子どもの身を危険にさらす道具にもなります。外の世界とすぐに情報がつながることによって、見知らぬ危険な世界と子どもが直結してしまう可能性があります。

子どもが使用したいと言ってきたときこそ、話し合いのチャンス。「なぜ使用したいのか」などについて、親子で話し合い、納得した上で、使う・使わないを決めましょう。

使うときには、例えば、フィルタリング(※)機能を設定する、携帯電話は寝るとき部屋に持ち込まない、夜10時以降は使わないなどの使用場所や使用時間、使ってよい目的などについて、それぞれの成長段階に合ったルールを家庭で決めましょう。また、マナーモードの使用などの公共のマナーや、知らない人には個人情報教えない、知らない人とは会わないなど、危険から身を守る方法についても、親がしっかり教えることが必要です。

## 携帯電話についての家庭でのルール



資料:「子どもの携帯電話等に関する調査」平成21年・文部科学省

携帯電話やパソコンの使い方について家族で考えよう



# 情報モラルについて 家庭で話し合しましょう。



ウェブやメールなどのインターネットによるコミュニケーションでは、顔の見えない相手とのやり取りになるため、ちょっとしたことが原因でトラブルに発展してしまうことがあります。また、最近では、個人が特定されるような書き込みで誹謗（ひぼう）中傷を受けたり、悪口が書かれたメールが送られたりする「ネットいじめ」などの例もあります。顔の見えない者同士のやり取りには、危険がともなうことがあったり、そのつもりはなくても相手を傷つけてしまうおそれがあることなど、日頃から子どもに教えることが大切です。

## （家庭でのルール例）

- ・食事中や家族が一緒に居るときは使わない
- ・自宅内では居間で使う
- ・学校への持込については学校のルールに従う
- ・他人を傷つけるような使い方をしない
- ・知らないところからきたメールは絶対に返信しない
- ・知らない人に（名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの）自分のことは教えない
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止する

など。

# 子どもを有害な情報から守るために。

インターネット上には子どもにとって有害な情報が氾濫しています。子どもを有害な情報から守るための有効な手段の一つとして「フィルタリング」が挙げられますが、何より大切なのは、これらの活用と併せて、保護者がインターネットで子どもが何をしているかを見守ることです。

## 有害サイトアクセス制限サービス

NTTドコモ ▶	【ドコモの携帯電話から局番なし】 <b>151</b> 【一般電話から】 ☎0120-800-000
au ▶	【auの携帯電話から局番なし】 <b>157</b> 【一般電話から】 ☎0077-7-111
ソフトバンク ▶	【ソフトバンクの携帯電話から局番なし】 <b>157</b> 【一般電話から】 ☎0088-21-2000
ウィルコム ▶	【ウィルコムの電話から局番なし】 <b>116</b> 【一般電話から】 ☎0120-921-156

### ※上記番号からの通話料はすべて無料

【有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）について】

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」の施行（平成21年4月1日）により、携帯電話・PHSを18歳未満の子どもが利用する場合には、子ども名義または保護者名義であったとしても、フィルタリングサービスに加入しなければならず、解除するには保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る必要があります。

各事業者のフィルタリングサービスに関する詳細については、上記番号へ問い合わせ、サービス内容を確認してください。

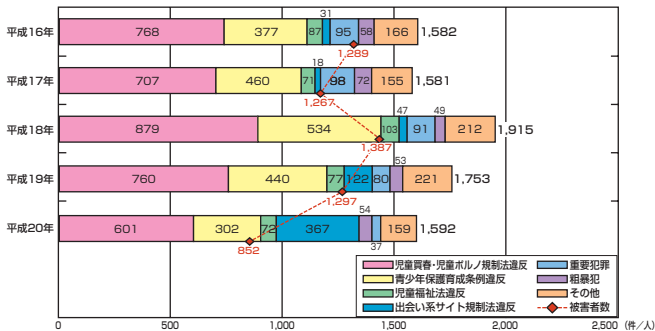
※フィルタリング・・・一定の基準に基づき、アダルトサイトや暴力的なサイトなど、青少年にとって不適切と思われる多くのホームページを閲覧できないようにするための技術的手段。子どもにパソコンや携帯電話を使わせる時は、パソコンの場合は「フィルタリングソフト」（無料提供している団体もある）の導入、携帯電話の場合は携帯電話会社各社が提供する無料の有害サイトアクセス制限サービスを利用するようにしましょう。





# 「出会い系サイト」に関する事件の検挙状況

平成20年の被害者852人のうち、18歳未満の児童が724人（85.0%）であり、このうち携帯電話を使用した被害児童は714人（98.6%）。



資料：「平成20年中のいわゆる出会い系サイトに関する事件の検挙状況について」抜粋 警察庁

## ●情報モラルやフィルタリングソフトに関する情報

### □ 文部科学省

「ちょっと待って、ケータイ リーフレット」

・・・[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm)

“情報モラル” 授業サポートセンター

・・・<http://sweb.nctd.go.jp/support/index.html>

「ちょっと待って!はじめてのケータイ」リーフレット

・・・[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm)

「ちょっと待って、ケータイ」(映像資料) 教育情報通信ネットワーク エルネット・システム(9ch 情報モラル)

・・・[http://www.elnet.go.jp/elnet\\_web/portalTop.do](http://www.elnet.go.jp/elnet_web/portalTop.do)

### □ 財団法人インターネット協会

「インターネットの利用ルールについて」

・・・<http://www.iajapan.org/rule/>

「フィルタリングソフトについて」

・・・<http://www.iajapan.org/rating/>

### □ 財団法人全国防犯協会連合会

「少年がインターネットを安心して利用するために」

・・・<http://www.iajapan.org/zenboren/ansin2002.html>

### □ 社団法人電気通信事業者協会(TCA)

「携帯・PHSの利用に関して～有害サイトアクセス制限サービス～」

・・・<http://www.tca.or.jp/mobile/filtering.html>

# 家事を手伝わせたら、 子どもがしっかりしてきた。



子どもたちの自己中心的な言動や自立の遅れの背景には、自己責任の考え方が身につけていないことがあります。とかく親は子どもを甘やかしがちで「自分のことは自分です」などのしつけがされないことが多いようです。

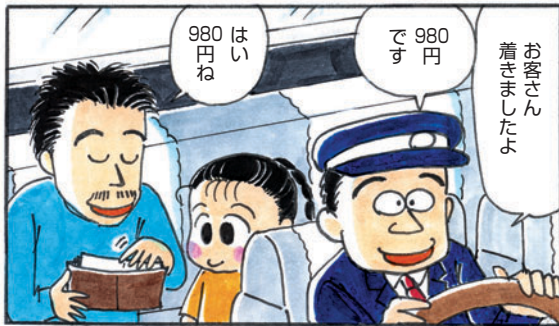
例えば、年齢に応じておこづかいの額やお手伝いなどの家庭内のルールを決め、子どもの成長に応じて責任と自立を促していくことが大事でしょう。「自分の欲しいものを自分のおこづかいで買う」経験は、子どもたちにとってかけがえのないものです。

また、お手伝いは生きていく上で最低限必要な家事を学ぶ第一歩と言えるでしょう。買い物に行けるようになったり、家の中の整理整頓とんができるようになることで、自信にもつながります。

**責任感や自立心を育てる**



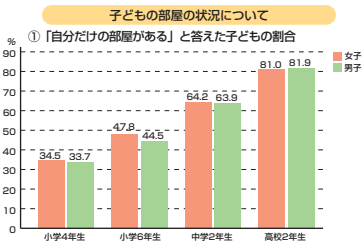
# 本和加家の場合



## 子ども部屋を与えるときには、そのルールも与えよう。

今日、子ども部屋の問題がいろいろと出てきています。子どもが部屋に閉じこもると、親の注意が行き届かなくなったり、親子の会話が減ったりします。また、子ども部屋が犯罪の場になってしまう例もあります。

子ども部屋を子どもの成長に役立つようにするには、ルールが必要です。居間に顔を出してから部屋に入る、子ども部屋に鍵をかけない、友人は部屋に入れる前に親に紹介する、親はその責任として必要なときに子ども部屋に入るなど、子どもの様子をしっかりと把握できるように、各家庭で子ども部屋のルールづくりをしましょう。



② 「自分だけの部屋がある」と答えた子どものうち、「部屋に鍵がかかるようになっている」と答えた子どもの割合

	小学4年生	小学6年生	中学2年生	高校2年生
女子	8.4	6.2	8.2	13.7
男子	12.6	9.4	11.6	10.2

(注) 各学年、約2,000人を対象に調査  
資料: 「児童生徒の心の健康と生活習慣に関する調査」平成14年・文部科学省